

公布された条例のあらまし

佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 21 号）

- 1 地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、非常勤職員の養育する子が 2 歳に達する日まで育児休業をすることができる場合等を定めることとした。（第 2 条、第 2 条の 4 及び第 3 条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（条例第 22 号）

- 1 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律が改正されたことに伴い、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録に係る事務の手数料の額を定めることとした。（別表第 1 関係）
- 2 不動産特定共同事業法が改正されたことに伴い、小規模不動産特定共同事業の登録等に係る事務の手数料の額を定めることとした。（別表第 1 関係）
- 3 通訳案内士法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。（別表第 1 関係）
- 4 旅行業法が改正されたことに伴い、旅行サービス手配業の登録に係る事務の手数料の額を定めることとした。（別表第 1 関係）
- 5 その他所要の改正を行うこととした。
- 6 この条例は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。ただし、5 については公布の日から、2 については平成 29 年 12 月 1 日から、3 及び 4 については平成 30 年 1 月 4 日から施行することとした。
- 7 改正後の旅行業法に基づく旅行サービス手配業の登録の申請が通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行前に行われたときの手数料の徴収について定めることとした。

地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（条例第 23 号）

- 1 地域再生法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例及び佐賀県農村地域工業等導入対策審議会条例の一部を改正する条例（条例第 24 号）

- 1 農村地域工業等導入促進法が改正されたことに伴い、関係条例を改正することとした。
 - (1) 佐賀県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例の一部改正（第 1 条関係）

貸付対象者について、所要の改正を行うこととした。
 - (2) 佐賀県農村地域工業等導入対策審議会条例の一部改正（第 2 条関係）
 - ア 条例の題名を佐賀県農村地域産業導入促進審議会条例に改めることとした。
 - イ 審議会の名称を佐賀県農村地域産業導入促進審議会に改めることとした。
 - ウ 審議会の所掌事務を改めることとした。
 - エ 審議会の委員の構成を改めることとした。

オ その他所要の改正を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

国営土地改良事業負担金条例の一部を改正する条例（条例第 25 号）

1 土地改良法が改正されたこと等に伴い、引用条項を改めることとした。（第 4 条の 2 関係）

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、一部の規定を除き、土地改良法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

佐賀県営住宅条例の一部を改正する条例（条例第 26 号）

1 公営住宅法が改正されたことに伴い、県営住宅の入居者が収入の申告をすること等が困難な事情にある場合における家賃の算定方法等を定めることとした。（第 14 条、第 15 条及び第 29 条関係）

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、公布の日から施行することとした。